

伊賀市水道部への公開質問書

2016年7月

木津川流域のダムを考えるネットワーク

NPO 法人伊賀・水と緑の会

水源開発問題全国連絡会

1 伊賀市水道の水源計画について

今年6月23日の伊賀市水道事業基本計画策定委員会で、ゆめが丘浄水場からの給水先を拡大し、既設の水源・取水・浄水施設を極力縮小していく水源計画が**別紙1**のとおり、示されました。この計画案について質問します。

質問1-1 存続水源それぞれの計画水源量

委員会資料には、2021年度（短期目標）、2026年度（中間目標）、2031年度（長期目標）それぞれの水源計画が示されています。例えば、2026年度（中間目標）の水源計画はダム水 31,867 m³/日、表流水 6,232 m³/日、伏流水 792 m³/日、浅井戸 6,670 m³/日、深井戸 583 m³/日となっていますが、存続水源それぞれの計画水源量が明らかにされていません。

別紙1の存続水源それぞれについて2021年度（短期目標）、2026年度（中間目標）、2031年度（長期目標）の計画水源量を明らかにしてください。

質問1-2 ゆめが丘系統からの供給に支障が生じた場合の代替措置

別紙1のとおり、廃止する水源の浄水場が7箇所に及んでいます。廃止される浄水場の給水先は、ゆめが丘系統の水を供給することになっていますが、**【参考1】③**で述べるような原因で、ゆめが丘系統の水の供給に支障が生じた場合、どうなるのでしょうか。その場合の代替措置を明らかにしてください。

質問1-3 伊賀・朝古川浄水場の廃止理由

伊賀・朝古川浄水場を廃止する理由は「耐震診断が必要」と「流況悪化により取水困難な時期がある」となっています。前者は耐震診断を行えばよいのであって、問題は後者です。地元の方の話を聞くと、「霊山からの水は満々としていて不足することなどありえない、取水困難など聞いたことない」とのことでした。「流況悪化により取水困難な時期がある」が事実ならば、そのことを示す資料を示してください。

質問1-4 阿山・玉滝浄水場の廃止理由

阿山・玉滝浄水場を廃止する理由は「耐震診断が必要」と「電気機械類の更新時期」と「河川状況は不安定（降雨時の水質悪化）」となっています。前二者は重要な理由ではなく、問題は後者です。地元の方の話を聞くと「梅雨期などは砂出しが大変であるが、流況は安定している」とのことでした。「河川状況は不安定（降雨時の水質悪化）」が事実ならば、そのことを示す資料を示してください。

質問 1-5 ゆめが丘浄水場からの供給に一元化することのリスク

伊賀市は今回の水源計画で、今使われている各地域の浄水場や水源を極力廃止し、ゆめが丘浄水場からの供給に一元化していくことを企図していますが、いざというときのリスクを考えると、多様な水源をもつことが重要であると思います。ゆめが丘浄水場からの供給に一元化していくことのリスクをどのように考えているのか、伊賀市の見解を明らかにしてください。

質問 1-6 地下水源の評価

廃止する水源の浄水場のうち、上野の猪田、比土、丸山浄水場は浅井戸ですが、地下水は地上の汚染の影響を受けることがなく、【参考 1】で述べるように、基本的に安全性の高い水道水源は地下水です。むしろ、地下水の積極的な利用が図られるべきです。水道水源としての地下水をどのように評価しているのか、伊賀市の見解を明らかにしてください。

【参考 1】安全性の高い水道水源は地下水

① トリハロメタンなどの発がん性懸念物質

地下水は河川水と比べると、ほんの一部の例外を除けば、きわめて良質な水道水源です。河川水源の水道水は取水地点が下流に行くほど、原水が汚れてくるため、浄水場で注入する塩素との反応で生成されるトリハロメタンなどの発がん性懸念物質が高くなる傾向にあります。地下水源の水道水には通常はこれらの物質はわずかしが含まれていません。

② 放射性物質汚染

2011年3月には福島第一原子力発電所事故の影響で利根川水系水道水は放射性物質ヨウ素 131 の汚染が重大な問題になりました。一時は一部の浄水場が取水停止にもなりました。この時に放射性物質汚染に対して最も安全性が高かったのは地下水を水源とする水道水でした。

③ ホルムアルデヒド汚染

2012年5月には利根川系水道水のホルムアルデヒド汚染が広い範囲で大きな問題になりました。原因は、産廃業者がヘキサメチレンテトラミンを含む廃液を利根川の支川・烏川に排出したことによるもので、利根川水系の浄水場で加える塩素とヘキサメチレンテトラミンが反応して毒性がある有機化合物ホルムアルデヒドが生成されました。この時も一部の浄水場は取水停止になりましたが、ホルムアルデヒド汚染と無縁であったのは地下水を水源とする水道水であって、地下水の活用が図られました。

2 川上ダム建設事業に対する伊賀市の負担額

まず、川上ダム建設事業への伊賀市の負担額について私たちが計算した結果を示します。

(1) 2013年度末までの伊賀市の負担額

伊賀市水道部は2014年9月17日の市議会予算常任委員会で、「川上ダム建設負担金（利水）の建設中償還について」を示しました。

2013年度までの川上ダムの事業実施額613.8億円に対して伊賀市が負担する金額は次のとおりでした。

川上ダムの事業費執行額 613.8億円

伊賀市

事業費の負担	43.2億円
建設利息（(独)水資源機構の起債）	10.0億円
利息（伊賀市の起債）	16.6億円
消費税（5%）	2.7億円
（独）水資源機構との間の未清算金	-11.5億円
計	61.0億円（交付税措置額を含む）

(2) 川上ダムの残事業費の負担額

ア 川上ダム事業の総事業費

① 川上ダム建設事業の事業実施計画 1,180億円

② 川上ダム検証報告（2014年7月）による総事業費の点検結果 約1,266億円

近いうちに、事業実施計画の変更が行われ、総事業費が1266億円程度になることは必ずです。

イ 伊賀市の残事業費の負担額

上記②の総事業費を使うと、川上ダムの残事業費は

1,266億円-613.8億円 = 652億円 です。

残事業費652億円に対する伊賀市の負担額を上記(1)から比例計算すると、次のようになります。

事業費の負担（43.2-11.5）億円×652億円÷614億円	= 33.7億円
建設利息 10.0億円×652億円÷614億円	= 10.6億円
利息 16.6億円×652億円÷614億円	= 17.6億円
消費税（8%） 2.7億円×652億円÷614億円×8%÷5%	= 4.6億円
計	66.5億円

（交付税措置額を含む）

(3) 利水予定量縮小に伴う負担額

別紙2の独立行政法人・水資源機構の開示資料によれば、伊賀市は川上ダムの利水予定量を毎秒0.6m³から0.358m³に縮小したことに伴って、次の負担金を支出しています。

伊賀市の利水縮小負担額 6.5 億円

(4) 伊賀市の総負担額

よって、川上ダム建設事業に対する伊賀市の総負担額は次のようになります。

伊賀市の総負担額 61.0 億円+66.5 億円+6.5 億円 =134 億円

伊賀市の負担額の 2/3 は水道会計から、1/3 は一般会計から支出しますが、一般会計からの支出の半額は交付税措置が取られますので、その分を差し引くと、

134 億円×5/6=112 億円になります。

質問 2-1 川上ダムに対する総負担額の計算結果について

以上示した川上ダム建設事業に対する伊賀市の総負担額の計算結果について伊賀市の見解を示してください。

なお、もし計算の条件、方法に誤りがあれば、ご指摘ください。

質問 2-2 利水予定量縮小に伴う負担額

上記(3)のとおり、(独)水資源機構の開示資料で、川上ダムの利水予定量を毎秒 0.6 m³から 0.358 m³に縮小したことに伴って、伊賀市が 6.5 億円を支出していることが明らかになりました。

伊賀市が利水予定量縮小に伴う負担額 6.5 億円を公表してこなかった理由を明らかにしてください。

質問 2-3 伊賀市民一世帯当たりの負担額について

川上ダム建設事業に対する伊賀市の総負担額を市民一世帯当たりで見ると、次のとおりです。

伊賀市 2016 年 5 月 31 日現在 総人口 94,172 人 総世帯 39,665 世帯

伊賀市民一世帯当たりの負担額

112 億円÷39,665 世帯 = 約 28 万円

一度に負担するものではないとはいえ、川上ダムに対して伊賀市民が背負う負担額は約 28 万円となり、かなり高額な負担になります。

伊賀市が川上ダム建設事業に参画することによって市民がかなり高額の経済負担を背負わなければならないことについて伊賀市の見解を示してください。

質問 2-4 水源開発負担金の相場との比較

伊賀市の川上ダム負担金は利水予定量から見て異常に高い金額になっています。利水予定量は毎秒 0.358 m³、川上ダムの事業費に対する伊賀市水道の負担割合は 11%ですから、

毎秒1 m³あたりの負担額を求めると、次のように194億円にもなります。

ただし、総事業費は上記**(2)ア**の1,266億円を使用します。

伊賀市の利水負担金（国庫補助金、利息、消費税を除いた金額。交付税措置額を含む）

$$1,266 \text{ 億円} \times 11\% \times 1/2 = 70 \text{ 億円}$$

$$\text{毎秒1 m}^3\text{あたりの負担額} = 70 \text{ 億円} \div 0.358 \text{ m}^3/\text{秒} = 194 \text{ 億円/ (m}^3/\text{秒)}$$

利根川水系で事業中の3つの水源開発事業、ハッ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業について群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都それぞれの水道の予定水量、負担額を見ると、**表1**、**2**のとおりです。この二つの表から毎秒1 m³あたりの負担額を求めると、**表3**のとおり、50～100億円の範囲にあるものが多く、高くても150億円どまりです。

利根川水系で事業中の水源開発事業

表1 水道の利水予定量 (m³/秒)

	ハッ場ダム	思川開発	霞ヶ浦導水事業
群馬県	1.347	---	---
栃木県	---	0.822	---
茨城県	1.090	0.686	3.626
埼玉県	5.744	0.638	0.940
千葉県	2.138	0.313	1.260
東京都	5.526	---	1.400

(非かんがい期の利水予定量は期間を200日として通年の水量に換算)

表2 水道負担額 (億円)

	ハッ場ダム	思川開発	霞ヶ浦導水事業
群馬県	77	---	---
栃木県	---	101	---
茨城県	91	72	235
埼玉県	394	93	33
千葉県	174	33	60
東京都	475	---	66

(厚生労働省からの国庫補助金、利息支払い額は含まない。)

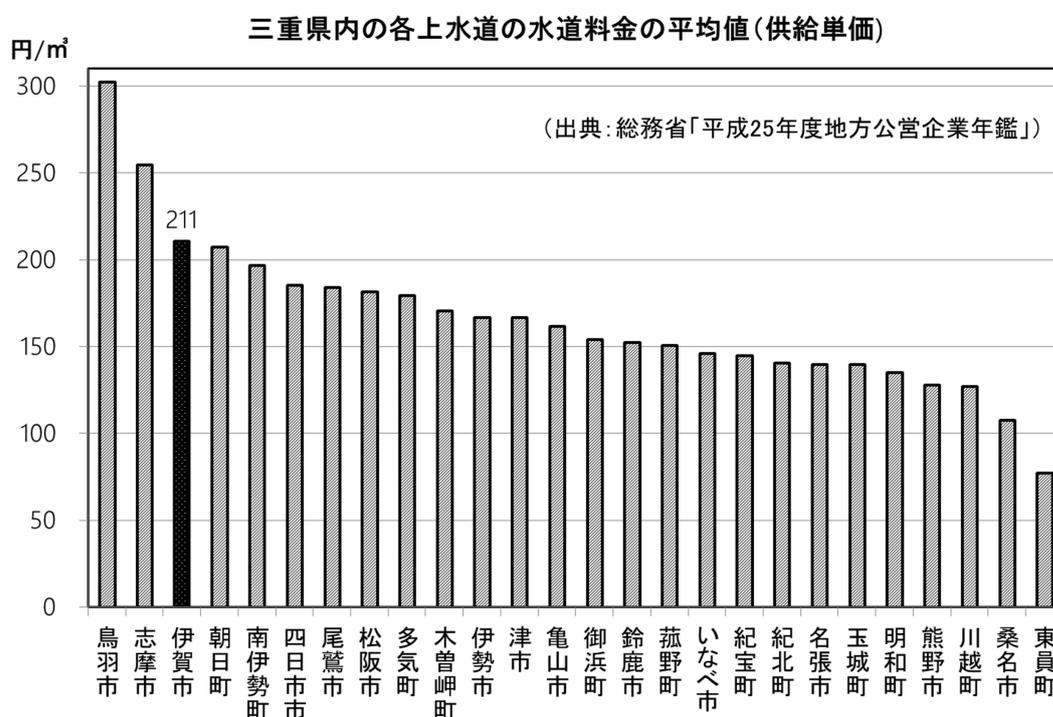
表3 利水予定量毎秒1 m³あたり水道負担額 (億円)

	ハッ場ダム	思川開発	霞ヶ浦導水事業
群馬県	57	---	---
栃木県	---	123	---
茨城県	83	105	65
埼玉県	69	146	35
千葉県	81	105	48
東京都	86	---	47

これに対して、伊賀市の毎秒1 m³あたり負担額は194億円にもなり、これらの水源開発負担金の相場と比べると、異常に高い金額になっています。伊賀市が11%も負担する川上ダムのアロケーション（費用割振り）に問題があるのではないのでしょうか。このことについて伊賀市の見解を明らかにしてください。

質問2-5 伊賀市の水道料金について

三重県内の各上水道の水道料金の平均値（供給単価）を比較すると、下図のとおり、伊賀市は三番目に高い料金になっています。今後、川上ダムの負担金が増加されていきますので、伊賀市の水道料金は更に高くなっていくのではないのでしょうか。このことについて伊賀市の見解を明らかにしてください。



3 木津川の水利権について

ゆめが丘浄水場は木津川からの取水を2009年4月から開始しましたが、その水利権毎秒0.200 m³は、川上ダムが完成するまでの豊水暫定水利権とされています。この水利権について質問します。

質問3-1 水利使用規則（水利権許可書）の取水条件

ゆめが丘浄水場の水利使用規則には取水の条件が次のように書かれています。

取水の条件：木津川の大河原地点の流量が

6月16日～9月15日 12.0 m³/秒

9月16日～翌年6月15日 6.0 m³/秒 を上回ること

伊賀市水道が2009年4月に取水を開始してから、この取水条件を満たさなかったため、取水の停止または縮小を河川管理者の国交省から求められたことがあったのどうかを明らかにしてください。

質問3-2 旧上野市時代も含めての取水制限の有無

ゆめが丘浄水場の水利権の許可に伴って廃止されましたが、伊賀市は2009年3月末まで旧上野市時代からの守田水源を保有していました。この水利権は1975年4月に許可された豊水水利権で、毎秒0.084 m³でした。この水利権についてもゆめが丘浄水場の水利権と同様の取水条件が付いていたと考えられます。

守田水源とゆめが丘浄水場の水利権を合わせると、41年経過していますが、この41年間においてこの取水条件を満たさなかったため、取水の停止または縮小を河川管理者の国交省（建設省）から求められたことがあったのどうかを明らかにしてください。

質問3-3 1994年渇水について

西日本において近年で最大の渇水は1994年渇水で、各地で長期間の取水制限、給水制限が実施されました。しかし、当時の上野市は1994年に木津川の取水について取水制限を受けた記録もなく、市が給水制限を実施した記録もないと聞いています。

上野市時代のことですが、1994年渇水において伊賀市が木津川水源について取水制限を受けたことがあったかどうか、給水制限を実施したことがあったかどうかを明らかにしてください。

質問3-4 実際には安定水源である木津川の水利権

以上のように、伊賀市が持つ木津川の水利権は上野市時代も含めて、暫定水利権と扱われているものの、実際には取水に支障をきたしたことがなかったのではないのでしょうか。とすれば、実際にはすでに安定水源なのですから、川上ダム建設事業に伊賀市が参画して、現在の水利権の安定化を図る必要はないこととなります。このことについて伊賀市の見解を明らかにしてください。

質問3-5 木津川の水利権を「安定化」するための伊賀市民の費用負担について

伊賀市が、実際には安定水源である木津川の水利権を安定化するために、川上ダム建設事業に参画して、伊賀市民に対して一世帯当たり約28万円の費用負担を強いるのはあまりにも不合理ではないのでしょうか。このことについて伊賀市の見解を示してください。

4 川上ダムから撤退した西宮市と奈良県について

川上ダム建設事業の事業実施計画が2011年2月に変更されるまでは、三重県（伊賀市）だけでなく、奈良県、西宮市の水道も利水予定者としてダム事業に参画していました。計画変更前のそれぞれの利水予定量は毎秒0.6 m³、0.3 m³、0.211 m³でした。

ところが、奈良県、西宮市の水道は撤退し、伊賀市水道は利水予定量を毎秒0.6 m³から0.358 m³に縮小しました。

これに伴い、奈良県、西宮市、伊賀市がそれぞれ7.97億円、5.72億円、6.47億円の撤退または縮小負担金を支払いました。（別紙2 独立行政法人・水資源機構の開示資料）

しかし、川上ダムに対する奈良県、西宮市の費用負担がこれで終了したのに対して、伊賀市は利水予定者として残ったため、この縮小負担金だけではなく、2で示したように、次の負担をしなければならなくなっています。

2013年度末までの事業費に対する負担	61.0億円
2014年度以降の残事業費に対する負担	66.5億円
縮小負担金	6.5億円
計	134億円（交付税措置額を含む）

伊賀市の当初の予定水量は毎秒0.6 m³で、奈良県の毎秒0.3 m³の2倍でしたから、もし伊賀市が奈良県や西宮市のように撤退していれば、奈良県の撤退負担額の2倍程度、すなわち、16億円程度の撤退負担金で済んだはずですが、このことを踏まえて次の質問にお答えください。

質問4-1 奈良県、西宮市のような撤退について

伊賀市は、ゆめが丘浄水場の木津川水源が実際には安定水利権と変わらないことを踏まえて、川上ダム建設事業からの撤退を判断すべきではなかったでしょうか。このことについて伊賀市の見解を示してください。

〔参考2〕「既設ダムの堆砂除去のための代替補給」という目的の追加

川上ダム建設事業の事業実施計画第2回変更で、新規利水の容量が洪水期は1,370万m³から350万m³へ、非洪水期は1,320万m³から230万m³に減りました。その容量の減少を埋めるため、今まで例がない「既設ダムの堆砂除去のための代替補給」という目的が川上ダムに追加され、その容量として830万m³が確保されました。これは、木津川上流の既設4ダム（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）の水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量を川上ダムに確保するというものです。しかし、堆砂の除去をそれぞれダムで工夫して行うものであって、新規ダムにその代替容量を確保する話は聞いたことがありません。川上ダムの容量を小さくしないための苦肉の策だと考えられます。

これによって、新規利水容量の減少分の費用のほとんどを既設ダムの関係者（国、大阪府、京都府、奈良県、三重県）が負担することになり、奈良県の水道等の撤退の費用は上述のとおり、比較的小さい金額になりました。

5 伊賀市の参画が川上ダム計画の存続に関わることについて

独立行政法人・水資源機構は水資源開発の目的があるダム等を建設することになっていきますので、もし伊賀市が撤退すれば、（独）水資源機構は川上ダムの事業主体になることができません。川上ダム建設事業の四つの目的のうち、「洪水調節」、「流水の正常な機能の維持」、「既設ダムの堆砂除去のための代替補給」は河川事業であって、水資源開発ではありません。

したがって、もし伊賀市が撤退すれば、（独）水資源機構による川上ダムの事業実施計画は一度廃止され、国交省が建設する直轄ダムの計画を新たに策定しなければなりません。水資源機構ダムとして今まで行ってきたことがご破算になりますので、このことは川上ダム事業の存続に関わる問題です。

最近、同じ淀川水系の丹生ダムが中止されることになりました。丹生ダムも（独）水資源機構が事業主体のダムです。丹生ダムは京都府水道、大阪府水道、阪神水道企業団が撤退したことにより、治水専用ダムとしての検討がされてきましたが、結局、中止されることになりました。治水代替案の方がダム案より有利という理由で中止されることになりましたが、中止のもう一つの理由として水資源機構ダムとしての存続が困難になったことがあると推測されます。

以上のことを踏まえて、下記の質問にお答えください

質問5-1 伊賀市が川上ダムに参画することの意味について

伊賀市水道が川上ダム建設事業から撤退すれば、川上ダムは水資源開発の目的がなくなり、（独）水資源機構が建設する川上ダム事業実施計画は廃止を余儀なくされます。いわば、伊賀市の参画が、（独）水資源機構にとって川上ダム建設事業を推進する生命線になっているのです。このことについて、伊賀市の見解を示してください。

〔参考3〕独立行政法人水資源機構の業務の範囲

独立行政法人水資源機構法（2002年12月）に次のように書かれています。

「第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設の新築又は改築を行うこと。

イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設」

6 伊賀市水道の水需要予測について

伊賀市水道部は2013年12月に2023年度を目標年次とする水需要予測（以下、新予測という）を発表しました。さらに、2015年12月に2031年度を目標年次とする水需要予測（以下、新々予測という）を発表しました。**別紙3**のとおり、新予測の一日最大給水量の2023年度予測値45,738 m³/日に対して、新々予測の2031年度予測値は42,628 m³/日となっており、伊賀市水道の水需要が次第に減少していくことになっています。

新予測、新々予測とも工場用水が大幅に増加するという疑問がある推計も含まれていますが、全体としては比較的実績重視の予測になっています。

問題は予測の目標年度が2031年度にとどまっていることです。国立社会保障・人口問題研究所による伊賀市の2040推計人口を使って、新々予測を2040年度まで延長すると、**別紙3**に示すとおり、2040年度の一日最大給水量は約38,000 m³/日となります。この予測の延長は**別紙3**のとおり、伊賀市の新々予測の前提条件をそのまま使って行いました。

2040年度の水需要は一日最大取水量に換算しても、40,000 m³/日以下の数字になります。このことを踏まえて下記の質問にお答えください。

質問6-1 伊賀市水道の水需要減少を踏まえたゆめが丘浄水場の水利権について

上述のとおり、伊賀市水道の水需要が次第に減少し、2040年度には40,000 m³/日以下の数字になる可能性が高いと考えられます。

一方、伊賀市水道部の資料によれば、ゆめが丘浄水場以外の既得水源の最大取水量の合計は2009年度42,252 m³/日、10年度39,152 m³/日、11年度40,646 m³/日、12年度37,689 m³/日、13年度39,783 m³/日であり、現状において4万m³/日または4万m³/日に近い水量が木津川暫定水利権以外で使われています。

木津川水源のゆめが丘浄水場がすでに完成し、各地区への配水管やポンプ場も整備されていますので、木津川の水源地をゼロにすることは現実問題としてあり得ませんが、伊賀市の水需要はいずれは木津川の水源地が仮になくても、水需給が成り立つほどにまで縮小していくのです。

このことを踏まえると、ゆめが丘浄水場の水利権は現状の毎秒0.2 m³（17,280 m³/日）で十分であり、この木津川水源を、川上ダムを前提とした毎秒0.358 m³（30,931 m³/日）に増やす必要はまったくありません。このことについて伊賀市の見解を明らかにしてください。

以上

別紙1 伊賀市水道の水源計画

(2016年6月23日の伊賀市水道事業基本計画策定委員会の資料より)

地区	浄水場	水源	現況取水量 (m ³ /日) (2014年度)	将来計画
上野	上野西部	深井戸	255	現況と同様に運用
	比自岐高山	滝川ダム	230	現況と同様に運用
	諏訪	表流水	263	現況と同様に運用
	小田	浅井戸	12,478	取水量低減
	猪田	浅井戸	158	廃止
	丸山	浅井戸	193	廃止
	比土	浅井戸	355	廃止
伊賀	滝川	表流水	3,808	取水量低減
	朝古川	表流水	1,498	廃止
島ヶ原	島ヶ原第2	表流水	258	現況と同様に運用
	島ヶ原第1	表流水	0	廃止
阿山	丸柱	西米の川ダム	1,016	現況と同様に運用
	玉滝	表流水	637	廃止
大山田	阿波	表流水	644	現況と同様に運用
	馬野	表流水	133	現況と同様に運用
	山田	表流水	1,518	現況と同様に運用
	山田	浅井戸		取水量低減
	剣谷	表流水	135	廃止
青山	上津	浅井戸	67	現況と同様に運用
	南部	表流水	475	現況と同様に運用
	阿保	表流水 浅井戸	1,172	取水量低減
伊賀広域	ゆめが丘	川上ダム	14,407	各地区へ給水
計			39,700	

別紙2 独立行政法人 水資源機構の開示資料（2015年12月1日開示決定）

【別添資料】

事業を縮小した者及び事業からの撤退をした者（発電事業者含む）の負担金の額

(1) 川上ダム建設事業に要する費用のうち事業を縮小した者及び事業からの撤退した者が負担する費用の額

(単位：円)

	負担割合	撤退等をした者が負担する費用(※) × 負担割合	機構法第35条の規定による補助金の額	機構法施行令第29条の利息の額	合計
伊賀市（縮小）	31.9%	262,050,276	△ 130,995,080	516,548,010	647,603,206
奈良県諸都市（撤退）	38.2%	313,803,152	△ 156,865,581	640,224,365	797,161,936
西宮市（撤退）	29.6%	243,156,369	△ 121,550,294	450,303,007	571,909,082
発電	0.3%	2,464,422	—	—	2,464,422
計		821,474,219	△ 409,410,955	1,607,075,382	2,019,138,646

※機構法施行令第30条第2項の規定により算出された額から雑収入（撤退費用等に充当されるべきもの）を控除した額

→ 不要支出額830,705,370円 - 雑収入（撤退費用等に充当されるべきもの）9,231,151円 = 821,474,219円

(2) 還付消費税にかかる調整

(単位：円)

	負担すべき額	還付消費税相当額(△)	差引(実負担額)	既納付済額(発電)	要還付額(納付済-実負担額)
伊賀市（縮小）	647,603,206	△ 2,388,759	645,214,447		
奈良県諸都市（撤退）	797,161,936	△ 2,860,520	794,301,416		
西宮市（撤退）	571,909,082	△ 2,216,528	569,692,554		
発電	2,464,422	△ 44,360	2,420,062	165,000,000	162,579,938

撤退負担金は不課税扱いであり、(1)に掲げる合計額が撤退者が本来負担すべき額となる。

一方、平成20年度迄（平成21年確定申告迄）については、課税資産の譲渡等の時期が事業完了時であるとして、仕入消費税相当額の還付を受けていたところであり、上記の撤退負担金についても相応の消費税の還付を受けていた。

機構における過去の事業廃止の際に、国税当局に照会したところ、過去の申告はその時点においては適正なものであり、遡って修正申告をする必要はない旨の回答を受けたところである。

従って、平成20年度迄に既に還付を受けた消費税のうち撤退負担金に係るものについては、本来負担すべき撤退負担金の額から控除し、残額を撤退者等の負担額として整理することとする。

別紙3 伊賀市水道の水需要予測

予測項目	単位	伊賀市の実績 (2014年度)	伊賀市の新予測 (目標年次 2023年度)	伊賀市の新々予測 (目標年次 2031年度)	伊賀市の新々予測を2040 年度まで延長 ^[注]	備考
			2013年12月発表	2015年15月発表	国立社会保障・人口問題研 究所の推計人口を使用	
行政区域内人口	人	92,905	86,305	81,334	70,577	
①給水区域内人口	人	92,830	86,251	81,330	70,533	
②給水普及率	%	99.43%	100.0%	100.0%	100.0%	
③給水人口	人	92,298	86,305	81,330	70,533	①×②÷100
④一人当たり生活用水	ℓ/日	237	245	234	234	
⑤生活用水	m ³ /日	21,876	21,157	19,064	16,505	④×③
⑥業務営業用水	m ³ /日	5,748	6,153	5,647	4,889	
⑦工場用水	m ³ /日	3,887	6,029	6,227	6,227	
⑧その他	m ³ /日	34	---	54	54	
⑨一日平均有収水量	m ³ /日	31,545	33,339	30,992	27,675	⑤+⑥+⑦+⑧
⑩有収率	%	81.9	87.2	87.6	87.6	
⑪一日平均給水量	m ³ /日	38,518	38,238	35,379	31,592	⑨÷⑩×100
⑫負荷率	%	86.2	83.6	83.0	83.0	
⑬一日最大給水量	m ³ /日	44,669	45,738	42,628	38,063	⑪÷⑫×100
⑭利用率率(実績)	%	96.2	96.2	96.2	96.2	
⑮一日最大取水量	m ³ /日	46,451	47,563	44,329	39,581	⑬÷⑭×100

[注]「伊賀市の新々予測を2040年度まで延長」は「伊賀市の新々予測」のうち、行政区域内人口を国立社会保障・人口問題研究所の2040年推計人口を変え、④、⑦、⑧、⑩、⑫、⑭は新々予測と同じとした。⑥業務営業用水は⑤生活用水に比例するものとした。